

資料 2

地域医療構想の推進について

地域医療構想調整会議の開催会等について
平成30年度年間スケジュール

時 期	内 容
4月27日	県内医療機関あて通知 ・地域医療構想の推進に係る協力依頼
5月22日	病院および有床診療所へのアンケート調査 ・2025年における医療機能別病床数とその考え方 等
7月30日 ～8月27日	圏域地域医療構想調整会議（第1回） ・H30年度地域医療構想の進め方にについて ・地域医療総合確保基盤事業の活用事例等について ・県内医療機関のデータ（アンケート調査結果、病床稼働率 等）の提示
9月21日	福井県医療審議会（第1回） ・地域医療構想調整会議における主な質疑内容の報告 等
12月11日 ～12月26日	圏域地域医療構想調整会議（第2回） ・地域医療構想の推進方策について ・医療法の改正（地域の外来的医療機能の偏在への対応 等）について ・地域の実情に応じた定量的な基準の導入について ・在宅医療・介護提供体制について
3月12日	福井県地域医療構想調整会議 ・病床機能報告および病床転換について ・医療提供体制について ・H31年度地域医療構想の進め方にについて
3月28日	福井県医療審議会（第2回） ・地域医療構想調整会議における主な質疑内容の報告 等

地域医療構想調整会議の開催等について
平成31年度年間スケジュール（予定）

時 期	内 容
5月	<p>福井県医療審議会（第1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師確保および外来医療に係る計画について等 ・地域医療介護総合確保基金事業について等
7月	<p>地域医療構想研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の医療機関を対象とした研修会の開催
8月	<p>圏域地域医療構想調整会議（第1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30年度病床機能報告の結果（県内医療機関データ）について等 ・医療提供体制について等 ・医療提供体制について等
9月	<p>福井県医療審議会（第2回）</p> <p>（整会議における主な質疑内容による計画について等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想調整会議による補正による計画について等 ・医療提供体制について等 ・地域医療介護総合確保基金事業の活用実績について等
11月～12月	<p>圏域地域医療構想調整会議（第2回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30年度病床機能報告の医療に係る計画による計画による計画について等 ・医療提供体制について等 ・地域医療介護総合確保基金事業の活用実績について等
2月～3月	<p>福井県地域医療構想調整会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度地域医療構想の進め方について等 ・医療提供体制について等
3月	<p>福井県医療審議会（第3回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想調整会議における主な質疑内容の報告等

地域医療構想調整会議（第1回）における主な質疑内容

質疑内容

地域医療構想の進め方について

- 都道府県単位の地域医療構想調整会議について、どのような内容の会議になるのか。
⇒高度急性期医療の提供体制など他の医療圈を含めて調整が必要な事項に係る議論が考えられる。
- 医療機関の将来の病床機能や病床数については自律的に考えるべきもので、強制すべきものではないと考える。
⇒2025年時点の必要病床数は、達成目標ではなく今後病床機能の転換を図っていくための方向性を示すもの。

病床機能・病床数の見直しについて

- 福井地域の大病院への患者流出の動きが、今後の地域の病床過不足を議論する上で大きなポイントになる。
- 将来的に、県内の大病院が全体的に規模縮小し、その結果、本県の医療機能が全体的に低下することが一番心配である。
役割分担を行っていくべきではないかと考える。
⇒福井地域の大病院全体が規模縮小してしまうと、地域医療を支えられなくなる懸念。それぞれの役割分担等について、調整会議等において議論を進めていきたい。
- 地域の状況に合わせず、療養病床等の数を削減して在宅医療への移行を進めることには問題がある。
⇒地域における在宅医療の体制整備とあわせ、医療機関の病床数を議論することが必要。
- 病院は頑丈に造られているため、災害時には病院を住民の避難場所にするのが妥当であり、休床を持つていれば活用できる。休床は減らしていく方向だが、災害多発時代においてもこうした方向とすべきか考えてほしい。

必要病床数について

- 慢性期病床について近年肺炎で入院する患者が減少する一方で、慢性期病床の医療的ケアの必要性が高くなると、慢性期病床の看護体制ではケアが難しくなってくると考えられる。こうした現場の傾向など新しいデータを取り込み、必要病床数の見直しを検討してはどうか。
⇒慢性期、回復期等の必要病床数は、法令で定める算定方法に従つて試算を行つたもの。将来の目指すべき病床機能区分について見直しが必要な場合、調整会議の場において医療現場の意見を聞きながら検討していく。

地域医療構想調整会議（第2回）における主な質疑内容

医療と介護の連携について

病床機能報告の定量的基準による補正について

○地域医療構想では、慢性期病床を減らしてその患者を在宅医療で診ていく流れになつていて、流れが上手く進まない場合は慢性期病床の数を維持する必要があるのではないか。

⇒慢性期病床の中で療養病床の一部については介護施設への転換を求められているため、今まま病床数を維持することは難しいが、在宅医療を推進していくためには介護医療院への転換が有効である。

○介護職員の減少により施設があつても利用者を受け入れられない場合があるため、地域によっては医療機関のベッドが介護施設に入所できない人のベッドになると考える。

在宅医療の取組みについて

○都市部のように病床が不足していない中で、在宅医療を推進することの必要性を考えないといけない。患者も本当にづらくなつた時は、病院で治療を受けようとするのではないか。
⇒在宅で治療を受けたいというニーズがあり、在宅医療を推進する必要はあると考えるが、「日々入院ほぼ在宅」の形で、例えば最期の時期には病院で迎える場合も考えられる。

○在宅医療に取り組む医療機関が少なくなり、新たに在宅医療を担う医師を探すことが課題である。今後は、病院が訪問診療など在宅医療を行うことも選択肢になるのではないか。

⇒今後は、病院が積極的に在宅医療に参画することがありえる。本県の状況を考えた場合も、病院が後方支援するだけではなく参画する必要があると考える。

病床機能報告の定量的基準による補正について

○病床機能報告の定量的基準による補正の目的はなにか。
⇒病床機能報告で急性期機能等として報告されている病棟の一部が回復期機能を有しているとの考え方から、実際の医療内容により補正するとどうなるか提示し、議論の材料とするものである。補正により、2025年の回復期の必要病床数に近い結果となつている。

○他県の補正方法では、回復期機能と慢性期機能の間の補正がない。医療機関によつて、慢性期病棟であつても回復期機能の病棟があるはずであり、その補正方法を検討してほしい。
⇒回復期と慢性期の間の補正について検討したい。

県単位地域医療構想調整会議（3/12）における主な質疑内容

質 疑 内 容

病床機能報告の補正について

- 今年度県が行った病床機能報告データの補正について、来年度以降も続けていく予定か。
また、補正により2025年の必要病床数における病床機能のバランスに近い結果となったということは、今後医療機関が病床転換を進めてもいいということか。

⇒来年度以降も続けていく。また、病床転換が不要になるのではなく、県が補正データを示すことにより医療機関が自主的に、実際に担っている医療機能に収れんさせていくことが望ましい。

- 補正データについて医療機関あてに情報提供すべきではないか。

⇒医療機関から希望があれば個別に情報提供したい。

在宅医療の推進について

- 2025年の必要病床数に向けて今後の在宅医療の推進が条件になるが、地域によって在宅医療を担う医師の高齢化や、1人で広範囲を担当しなければならないことが問題になっている。このため、二次医療圏よりも小さい地域単位で検討していく必要がある。

⇒在宅医療の推進については郡市医師会中心に市町単位で体制整備を進めており、その支援のため訪問看護ステーションへの応援や後方支援病院の充実が必要と考えている。

- 地域医療構想のとおりに在宅医療の提供体制を整えることは難しいのではないか。

⇒在宅で治療を受けたいという県民のニーズに対して不足なく在宅医療を提供することが重要と考えている。

医療提供体制について

- 医療需要調査によると今後小児医療について需要が減っていくことが見込まれるが、公立病院等は需要が減る診療科から手を引くことを求められるのか。

⇒小児医療は政策医療であり、需要が減っても公立病院等が手を引くことはない。誰が小児医療を担うのか調整会議において議論すべきである。

- ⇒小児医療の需要減に対応するため、現状のままの病院が担うのではなく集約化を議論すべきである。集約化しないと、医師の教育もできなくなる。

地域医療構想策定時と現在の病床数比較について(一般病床+療養病床)

(単位:床)

医療圏	医療機能	2014年 (平成26年) 7月1日時点 (構想策定期)		2018年 (平成30年) 7月1日時点 (前回審議会時)		2019年(平成31年) 2月28日時点		【2025年必要病床数】	
				病床数		病床数		病床数	
						2014年7月 からの増減		2014年 からの増減	
福井・坂井	高度急性期	1,275	1,277	1,273	△2	△4	減床	588	△687
	急性期	2,630	2,324	2,284	△346	△40	廃止、無床化、減床	1,691	△939
	回復期	558	791	824	266	33	開設	1,502	944
	慢性期	1,344	1,156	1,156	△188	0		871	△473
	休床等	155	192	192	37	0		△155	81
	計	5,962	5,740	5,729	△233	△11		4,652	△1,310
奥越	高度急性期	0	0	0	0	0		0	0
	急性期	303	260	260	△43	0		129	△174
	回復期	68	90	90	22	0		181	113
	慢性期	80	79	79	△1	0		93	13
	休床等	93	54	54	△39	0		△93	61
	計	544	483	483	△61	0		419	△125
丹南	高度急性期	0	0	0	0	0		55	55
	急性期	874	751	750	△124	△1	減床	423	△451
	回復期	255	280	280	25	0		577	322
	慢性期	720	605	605	△115	0		386	△334
	休床等	65	157	157	92	0		△65	75
	計	1,914	1,793	1,792	△122	△1		1,441	△473
嶺南	高度急性期	18	18	18	0	0		76	58
	急性期	854	670	670	△184	0		333	△521
	回復期	59	217	217	158	0		386	327
	慢性期	658	542	542	△116	0		284	△374
	休床等	59	50	50	△9	0		△59	50
	計	1,648	1,497	1,497	△151	0		1,079	△569
合計	高度急性期	1,293	1,295	1,291	△2	△4		735	△558
	急性期	4,661	4,005	3,964	△697	△41		2,576	△2,085
	回復期	940	1,378	1,411	471	33		2,646	1,706
	慢性期	2,802	2,382	2,382	△420	0		1,634	△1,168
	休床等	372	453	453	81	0		△372	240
	計	10,068	9,513	9,501	△567	△12		7,591	△2,477

※ 2014年の数は病床機能報告
※ 2018年、2019年の数は地域医療課調べ